

令和 6（2024）年度決算に基づく健全化判断比率等の概要について

令和 7（2025）年 11 月 5 日
栃木県総合政策部市町村課

1 健全化判断比率について

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、25 市町すべてにおいて赤字を生じなかったため、比率が算定される団体はなかった。
- ・実質公債費比率については、早期健全化基準（25%）以上の団体はなかった。
- ・将来負担比率については、早期健全化基準（350%）以上の団体はなかった。
- ・県内 25 市町に係る健全化判断比率の概況は別表のとおり。

2 資金不足比率について

県内市町及び一部事務組合が経営する公営企業に係る 6 7 の会計のすべてについて資金不足を生じなかったため、比率が算定される会計はなかった。

【参考】

- ・健全化判断比率……実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの指標からなり、すべての市町において市町ごとに算定する指標。早期健全化基準以上となった場合、財政再生基準以上となった場合は、それぞれ計画策定義務等一定の義務が生じる。
- ・資金不足比率……公営企業を経営する市町及び公営企業を経営する一部事務組合等において、公営企業に係る会計ごとに算定する指標。経営健全化基準以上となった場合は、その会計について、計画策定義務等一定の義務が生じる。

指標の種類		算 定 対 象	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
健 全 化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	各市町において、一般会計等に係る赤字額の標準財政規模に対する割合として算定	財政規模により 11.25～ 15.00%	20%
	連 結 実 質 赤 字 比 率	各市町において、すべての会計を合計した場合の赤字額の標準財政規模に対する割合として算定	財政規模により 16.25～ 20.00%	30%
	実 質 公 債 費 比 率	各市町において、公債費及び公債費に準じる費用の標準財政規模等に対する割合として算定 （3 か年平均値として算定）	25%	35%
	将 来 負 担 比 率	各市町において、前年度末における将来負担額から充当可能基金額などを控除した後の額の標準財政規模等に対する割合として算定	350%	—
資 金 不 足 比 率		公営企業を経営する市町及び一部事務組合等において、公営企業に係る会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合として算定	経営健全化基準	—
			20%	

令和6（2024）年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
宇都宮市	-	-	-	-	-	-	4.2	3.9	0.3	50.4	44.1	6.3
足利市	-	-	-	-	-	-	3.9	4.3	△ 0.4	-	-	-
栃木市	-	-	-	-	-	-	8.8	8.6	0.2	23.2	13.2	10.0
佐野市	-	-	-	-	-	-	2.1	2.3	△ 0.2	-	-	-
鹿沼市	-	-	-	-	-	-	3.0	2.3	0.7	-	-	-
日光市	-	-	-	-	-	-	7.1	7.8	△ 0.7	49.0	46.9	2.1
小山市	-	-	-	-	-	-	6.2	6.1	0.1	63.3	73.0	△ 9.7
真岡市	-	-	-	-	-	-	5.0	5.4	△ 0.4	-	-	-
大田原市	-	-	-	-	-	-	7.0	6.7	0.3	23.5	21.0	2.5
矢板市	-	-	-	-	-	-	8.3	8.4	△ 0.1	1.4	-	-
那須塩原市	-	-	-	-	-	-	3.2	3.3	△ 0.1	-	-	-
さくら市	-	-	-	-	-	-	7.7	8.0	△ 0.3	-	-	-
那須烏山市	-	-	-	-	-	-	7.2	7.2	0.0	-	-	-
下野市	-	-	-	-	-	-	4.4	4.0	0.4	-	-	-
上三川町	-	-	-	-	-	-	7.2	7.3	△ 0.1	-	-	-
益子町	-	-	-	-	-	-	6.8	7.1	△ 0.3	-	0.3	-
茂木町	-	-	-	-	-	-	8.7	8.4	0.3	-	-	-
市貝町	-	-	-	-	-	-	5.1	5.3	△ 0.2	-	-	-
芳賀町	-	-	-	-	-	-	1.8	1.6	0.2	21.1	21.1	0.0
壬生町	-	-	-	-	-	-	7.7	6.8	0.9	-	-	-
野木町	-	-	-	-	-	-	8.6	8.2	0.4	-	-	-
塩谷町	-	-	-	-	-	-	4.6	4.3	0.3	17.5	5.9	11.6
高根沢町	-	-	-	-	-	-	3.0	2.1	0.9	-	-	-
那須町	-	-	-	-	-	-	7.2	7.1	0.1	-	-	-
那珂川町	-	-	-	-	-	-	7.2	7.5	△ 0.3	-	-	-
県内市平均	-	-	-	-	-	-	5.6	5.6	0.0	15.1	14.2	0.9
県内町平均	-	-	-	-	-	-	6.2	6.0	0.2	3.5	2.5	1.0
県内市町平均	-	-	-	-	-	-	5.8	5.8	0.0	10.0	9.0	1.0

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載している。
- 2 実質公債費比率及び将来負担比率の早期健全化基準は各市町共通でそれぞれ25%、350%である。

参考 各比率等の解説

1 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\frac{\text{一般会計等に係る実質赤字額（繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額）}}{\text{標準財政規模（※）}} \times 100 (\%)$$

※ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。次の算式で算定する。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\frac{\text{連結実質赤字額（赤字会計の実質赤字額・資金不足額の合計－黒字会計の実質黒字額・資金剰余額の合計）}}{\text{標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）}} \times 100 (\%)$$

3 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。比率は3ヵ年平均値として算定される。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%) \text{ の } 3 \text{ ヵ年平均値}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金等に充てられた都市計画税及び特定財源

D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E：標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

4 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F} \times 100 (\%)$$

A：前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値

B：前年度末の充当可能基金の現在高

C：債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額

D：前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

F：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

5 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\frac{\text{当該会計の資金不足額（当期の現金収入が当期の現金支出に不足する額）}}{\text{当該会計の事業規模（当期の利用料金収入等）}} \times 100 (\%)$$